

横浜市資産指令第5037号
令和3年9月7日

許可番号 第05620104110号

産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町17番地3

氏名 株式会社 グーン
代表取締役 藤枝 慎治 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

横浜市 長 山中 竹春

許可の年月日

令和3年9月1日

許可の有効年月日

令和10年8月31日



1. 事業の範囲

中間処理

- （1）破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類
- （2）圧縮：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
- （3）溶融：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

事業の用に供する施設の所在地
神奈川県横浜市金沢区鳥浜町17番地3

処理施設の概要

- （1）破碎2施設 3基（108.48t/日）
設置年月日：平成20年2月18日 許可年月日：平成19年12月20日
許可番号：10285、10286、10287
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず 以上6種類
- （2）破碎3施設 1基（104.4t/日）
設置年月日：令和3年8月16日 許可年月日：平成19年12月20日
許可番号：10288
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類
- （3）圧縮施設 1基（216.19t/日）
設置年月日：令和元年8月16日
産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上5種類
- （4）破碎4施設 1基（30.96t/日）
設置年月日：平成21年12月17日 許可年月日：平成21年11月16日

許可番号：10297

産業廃棄物の種類：木くず、繊維くず 以上2種類

(5) 破碎5施設 1基 (340.56 t/日)

設置年月日：令和元年8月16日 許可年月日：令和元年5月27日

許可番号：10377

産業廃棄物の種類：木くず 以上1種類

(6) 熔融施設 1基 (55.2 t/日)

設置年月日：平成25年5月17日

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類

(7) 破碎1施設 2基 (140.64 t/日)

設置年月日：平成28年8月16日 許可年月日：平成28年7月29日

許可番号：10356、10389

産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 以上7種類

3. 許可の条件

(1) 木くずチップ製造工程に伴う処理前の産業廃棄物の保管量は923m³以内とし、処理後物の保管量は1,536m³以内とする。

(2) フラフ燃料製造工程に伴う処理前の産業廃棄物の保管量は983m³以内とし、処理後物の保管量は433m³以内とする。

(3) RPF製造工程に伴う処理前の産業廃棄物の保管量は160m³以内とし、処理後物の保管量は2m³以内とする。

(4) 中間処理に伴う残渣物の保管量は、88m³以内とする。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年6月1日 新規許可

令和3年9月1日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無